

令和6年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 11名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	欠席
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	欠席
委員	6番	山下 正	委員	14番	欠席

4. 欠席委員 3名
 9番 鮫島 貞人
 13番 古田 新一
 14番 名越 直樹

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第3号 合意解約等について
- 第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可について
- 第5 議案第15号 非農地証明について
- 第6 議案第16号 あっせんについて
- 第7 議案第17号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第8 議案第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第9 議案第19号 令和6年度標準農作業料金表について
- 第10 議案第20号 令和6年度最適化活動の目標設定について

○事務局

みなさん、おはようございます。

本日は、9番、13番、14番委員から欠席の届出が出ています。

総会は農業委員の過半数が出席で成立でございますので、8人以上出席すれば成立になります。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和6年3月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いします。

また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。それでは、開会にあたり、会長に御挨拶頂き、その後、議事進行をお願いします。

○会長

みなさん、おはようございます。

令和6年3月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度もあと1週間となりました。委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく業務と農地利用の最適化活動にがんばっていただいています。農地を守るため、農業委員会の役割は大変重要です。本市の農業振興を図るために、今後ともがんばっていただければと思うところです。

また、農家におかれましては、サトウキビの収穫もそろそろ終わりというところだと思います。またバレイショが3月いっぱいの出荷ということで、がんばっていることかと思えます。水稲におきましても、そろそろ田植が始まり、一番の時期かと思えますけれども、皆様には体調管理に十分注意をしていただきたいと思います。簡単ですけれども開会の挨拶とします。

○議長

それでは、本日の会議を開催します。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。3番 日高委員、11番 中村裕臣委員を指名します。

次に、日程第2、報告第3号「合意解約等について」事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第3号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番の1件で、台帳現況地目畑が6筆、10,704平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第13号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページから3ページです。

今月は、所有権移転5件の申請がありました。

1番です。榕城校区、上之原町地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積905平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。国上校区、湊地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積482平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。安納校区、軍場地区です。

台帳地目、田の1筆で、現況面積、1,289平米を贈与により所有権移転するものです。

4番です。国上校区、寺之門地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積2,035平米を売買により所有権移転するものです。

5番です。住吉校区、能野里地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積1,153平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。続いて、担当委員からの報告ということですが、整理番号の1番が私の担当ですので、報告します。

○4番委員

3月24日土曜日、午前8時30分より担当推進委員と現地を確認しました。

譲受人は葬儀屋に勤めておられて、急遽、仕事が入ったということで、電話で連絡をとりながら現地を確認しました。

現在は、牧草を収穫したところです。

譲受人と譲渡人の関係は、母方の兄弟の子供ということで、いところになるようです。現在、他の人に貸していたのですけれども、今度贈与を受けたということで、譲受人がサトウキビか、芋を植え付ける予定だということです。

譲渡人ですけれども、愛知県に在住の方で、電話で申請内容等を確認しまして、申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

続いて、整理番号2番の報告を1番委員お願いします。

○1番委員

1番です。整理番号2番について報告します。

3月20日、8時30分より担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

申請地は、大田地域と湊地域の中間に当たる田浦です。現在、中山間の事業で基盤整備が行われており、申請地はきれいな一枚田になっていました。

贈与となっていますが、譲受人の父親が15年ぐらい前に譲渡人から購入していた田で、そのままにしていたのを今回の事業で名義変更を行うことにしたということでした。

譲渡人には、妹さんに電話で連絡をとり確認をしています。

譲受人は機械等もそろっており、経営技術も問題なく、許可相当と考えます。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長

続いて、整理番号3を3番委員お願いします。

○3番委員

3番です。

3月21日、8時に私と担当推進委員、そして譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人に関しましては、電話で確認をしています。

現地は、軍場地域にある農地でありまして、長年、耕作してないということで、現況は原野となっています。

譲受人に関しましては、長年、建設業で定年まで働きまして、今、水稻、バレイショ等を作っている農家であります。

現地は、葦とか竹とか生えており、本人が重機を入れて整備して農地にするという確約をとりましたので、許可相当と思います。以上です。

○議長

続いて、整理番号4を5番委員お願いします。

○5番委員

5番です。整理番号4について報告します。

3月22日金曜日、譲受人立会いのもと、担当推進委員と、申請地の確認調査を行いました。

現地は、国上校区寺之門地区になります。場所は、寺之門公民館の近くで、南側に100メートルぐらいのところになります。

譲受人は、2年ぐらい前に、定年退職をされ、現在は、家の近くの水田や畑を借りて、農業をしています。

申請地は、5年ぐらい耕作されておらず、荒れていますが、整地してサトウキビ等を作付する予定だそうです。

譲渡人とは、電話にて確認をしています。

以上確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

続いて、整理番号5を6番委員お願いします。

○6番委員

6番です。整理番号5番について報告します。

3月19日、譲受人、担当推進委員立会いのもとで現地の確認を行いました。

現地は、住吉の能野里の圃場整備の済んだ地区にあり、譲渡人と親戚に当たる方がサトウキビを作っています。

譲渡人は、譲受人と義理の兄弟で、現在、県外に住んでおり、申請内容について

電話で確認をとりました。

譲受人は、譲渡人のこの圃場を引受け、サトウキビを耕作する強い意思を持っており、親戚には農機具もそろっている方や、農作業の受託ができる方の確認をとっています。

この申請において、許可相当と考えます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長

ただいま担当委員から説明がありました。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

○10番委員

10番です。

整理番号3番と4番が荒れているということですので、ぜひ再生事業を活用した形をお願いしたほうが良いと思いますので、事務局に再生事業をお願いしたいと思います。

○3番委員

3番です。番号3番につきまして、この再生事業を使ったらどうかという話もして、「今回は取上げて、来年度5年以上の貸し借りをして再生事業を使ったらどうですか」という話をしたのですが、譲渡人はどうしても財産整理をしたいということで、無償贈与をするということで、今回は、この申請どおりやりたいということで、双方確認をとっています。

○議長

ほかにありませんか？

○11番委員

11番です。整理番号4について譲渡人の耕作面積があるのですが、譲受人に関しては耕作面積が無いです、これって反対ですかね？

○事務局

4番について、譲渡人が県外の方になりますので、耕作面積はゼロに訂正をお願いします。譲受人はそのままです。

○議長

ということですので、訂正をお願いします。

ほかにありませんか？

(挙手無し)

○議長

無いようですので、採決を行いたいと思います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」を説明しま

す。資料は4ページです。

1番です。榕城校区、上之原町地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、面積1,706平米を宅地に転用するものです。

申請理由は、譲受人は土木建築業及び不動産業を営んでおり、申請地を3棟の宅地分譲にしたいということです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、宅地、山林、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は市道側溝に放流することから、転用による周囲の被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われま

す。また、今回の申請は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可申請に該当することから、転用許可を受けた後、当該土地の全てを販売することができない場合は、許可後3年以内に転用事業者自ら住宅を完成させる旨の誓約書を頂いていま

す。2番、3番は関連がありますので、一括して説明します。

申請地は、下西校区、上石寺地区です。

まず2番ですが、台帳現況地目畑の2筆で、面積1,309平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、建設作業員宿舎確保のため、申請地にコンテナハウス、駐車場を整備したいとのこと

です。続いて3番ですが、この案件につきましては、令和4年5月26日付け指令西農委第5号の3で転用許可を既に受けています。事業計画を変更し、今回の2番と一体として利用するもの

です。農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されま

す。周辺は、住宅、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は農道側溝に放流することから、転用による周囲への影響はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われま

す。また、隣接宅地の排水工事を行う際に、一部手を加えていることから、顛末書の提出を頂いていま

す。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては11日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。

1番について報告します。

3月11日、本人立会いのもと、担当の委員、推進委員、事務局の参加のもと、現地調査を行いました。

申請地は、上之原地区で松島から種子島高等学校へ行く途中になります。

現地は、譲渡人が農地を荒らさないように、草払いをしていました。

周辺には、山林、ニガダケ山、住宅がありましたが、周りに農地は見当たりませんでした。

申請人は、この土地を造成し、宅地分譲したいという強い意志を感じました。

条件付きの転用ということだそうです。調査委員、推進委員、申請どおり許可相当という意見で一致しました。

続いて、2番と3番について報告します。同じ場所にあり、関連していますので、あわせて説明します。

申請地は、下西校区、上石寺地区で、種子島警察署から南東に500メートルぐらいのところであり、近所には電気店、コンテナハウス、住宅がありました。

周辺には農地も見当たらず、調査委員全員許可相当という意見でした。以上です。

よろしくお願ひします。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足の説明があればお願ひします。整理番号1は私の担当ですので説明します。

○4番委員

今、調査委員長の報告のとおりです。

○議長

整理番号2、3を11番委員お願ひします。

○11番委員

11番です。調査委員長と事務局の報告どおりですが、顛末書を出されていることから、許可相当と考えます。以上です。

○議長

担当委員から補足の説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願ひします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第15号「非農地証明について」を議題とします。事務局、説明をお願ひします。

○事務局

日程第5、議案第15号「非農地証明について」を説明します。資料は5ページから6ページです。

1番です。榕城校区、野首地区です。

台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。榕城校区、桃園地区です。

まず、申請土地の上から、1、2、3番までの土地です。台帳地目は畑ですが、昭和59年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

整理番号2の申請地、4番から6番の土地になります。台帳地目は畑ですが、昭和59年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。上西校区、横山地区です。

台帳地目は田ですが、平成12年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

4番です。下西校区、池野地区です。

台帳地目は畑ですが、平成5年頃から耕作せず、現在は宅地となっています。交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても、11日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。「非農地証明について」報告します。

まず、1番です。

担当委員、推進委員、立会い人立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、榕城校区、野首地区になります。場所は、野首公民館の西側になります。西町から旧中目病院に通る道路の近くで、狭い通路から現地に行くとなると住宅もありましたが、ニガダケが生い茂り山林化しておりました。通路も狭く、農地にするのは無理との意見でした。よって、申請どおり許可相当という見解の一致でした。

続きまして、2番について報告します。

担当委員、推進委員、立会い人立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は榕城校区、桃園地区であります。まず、整理番号の2の上3筆の畑ですが、そこは桃園地区公民館前の十字路を500メートルくらい車と徒歩で移動しましたが、農道も荒れておりました。昔は、近政に通じていたというその農道から、また、大きな雑木林の中を100メートルくらい歩いたところがありました。本当に昔の道も畑も見分けがつかないくらい山林化しておりました。よって、申請どおり許可相当という全員の意見でした。

続きまして、整理番号2の下3筆について報告します。

申請地は、桃園公民館から西へ100メートルぐらい市道に戻り、近くの道路脇に少し派手な道の駅のようなお店がありました。その反対北側になりますが、何十年も住んでいない潰れた住居の跡と、周辺は大きな雑木ばかりで、山林化しており、農地があったとは思えないような状態でした。よって、申請どおり許可相当という全員の意見でした。

続きまして、番号3について報告します。

担当委員、推進委員、立会人立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、上西校区、横山集落を過ぎ、北西に広い水田の中を500メートルくらい取り過ぎた奥の谷間にありました。申請地近くまでは農道はありましたが、申請地は、平成12年頃から耕作せず、大きな竹林と雑木で覆われ、水田も谷間で狭く、渡っていく橋も農道もありませんでした。よって、この申請は許可相当ではないかと全員の意見で一致しました。

次に4番について報告します。

担当委員、推進委員、立会人立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、下西校区、池野地区で、わかさ公園、市営グラウンドの近くの住宅地にありました。

申請地の隣の住宅は、昭和63年頃に建てられた家で、その後、申請地に倉庫や通路に使用する為にコンクリートの舗装をしたということでした。周辺も、道路と住宅地なので、申請どおり許可相当であるとの全員の見解でした。

以上で報告を終わります。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明をお願いします。

番号1は私が担当です。また、番号2、3については、私が代理でと同行したので、併せて報告をしたいと思います。

○4番委員

まず整理番号1ですけれども、写真をお願いします。ここがものすごくきれいに見えますけれども、これは自分の家の周りが荒れてみっともないからということで、定期的に草を払っているものですから、原野には見えないかもしれません。しかし、その周辺は見ての通り竹で覆われて、歩くこともできないような感じでした。

2番と3番は写真のとおり、どうにもなりませんといったところです。

○議長

続いて、整理番号4番を11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。調査委員長の報告どおりです。写真のとおり、コンクリートを打っており、家のそばということもあるので、私たちも、許可相当と思います。以上です。

○議長

ただいま担当委員から補足の説明がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第15号「非農地証明について」の採決を行います。
原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。
続きまして日程第6、議案第16号「あっせんについて」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第16号「あっせんについて」を説明します。資料は7ページです。

1番です。「貸したい」の申出です。

場所は住吉校区、里之町地区です。賃料は標準額を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、6番 山下正委員と10番 深田広文委員にお願いします。

2番です。「貸したい」の申出です。

場所は立山校区、植松地区です。賃料は、1筆は年間35,000円の希望で、もう1筆に関しては、少し荒れているので無償でもよいとのことです。

あっせん委員につきましては、7番 入鹿山君徳委員と8番 窪田良二委員にお願いします。

3番です。「貸したい」の申出です。

場所は安城校区、上之町地区です。賃料は標準額を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、7番 入鹿山君徳委員と9番 鮫島貞人委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。ただいまの説明について何か質問ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

なお、あっせん委員になられた方は、お互いに連絡を取り合ってください。借り手が重なることが時々ありますので、もし、借り手が見つかったらお互いに連絡を取り合って重なることのないようにお願いします。

昔、農業委員が、いい土地を自分が真っ先に借りることがあって、市民から苦情を言われたこともありましたので、買いたい人、借りたい人を探して、いなかった場合に、委員が手を挙げるようにお願いします。

続きまして、日程第7、議案第17号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第17号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明

します。

まず初めに、所有権移転についてです。資料は8ページです。

1段目です。地目田、面積4,091平米、地目畑、面積20,410平米、その他569平米の合計面積25,070平米、所有権を移転する者6人、受ける者4人です。

内訳につきましては、9ページを、詳細につきましては、10ページから26ページを御覧ください。

続きまして、中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から、鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は27ページです。

1段目です。期間が令和6年3月31日から令和16年3月30日までの10年間、地目畑面積12,922平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、28ページを詳細につきましては、29ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は30ページです。

1段目です。令和6年3月31日から令和16年3月30日までの10年間、地目畑面積12,922平米、利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

内訳につきましては、31ページを、詳細につきましては、32ページから35ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

それでは担当委員の報告をお願いします。所有権移転整理番号1と2について、2番委員、お願いします。

○2番委員

2番です。所有権の移転について、整理番号1について報告します。3月20日午後5時30分より譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人の祖父の兄弟ということです。

申請地は、以前、譲渡は終わっていたそうですが、書類上の手続をしていなかったということで、今回の申請になったようです。

この田んぼは以前より譲受人が米を作っていたということです。

譲受人は、大規模農業経営をしている現和在住の認定農家です。機械類も一式揃っており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には、電話で確認をとっています。

確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

次に、整理番号2について報告します。

3月20日午後5時より、譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認を行いました。

譲渡人は不在地主です。土地を処分するということで、同じ集落の譲受人に相談したところ、心より引受けていただき、今回の申請になったようです。

譲受人は、安納イモ、ソラマメ、パッションフルーツを経営している現和在住の認定農家です。Uターンして3年くらいしか経っていませんが、親と一緒に農業をやっており、機械類も一緒に使い、技術も学んでいきながら進めているということです。

申請地には米を作るということです。

なお、譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて所有権移転整理番号3から7について9番委員ですが、これは事務局が報告書を預かっているようですので、事務局、報告をお願いします。

○事務局

9番委員が欠席ですので、整理番号3から7について、事務局で報告します。

整理番号3から5に関しては、譲受人が同一人物でありますので、あわせて報告します。

3月21日に譲受人立会いのもと、現地の確認を行いました。

整理番号3については、譲渡人は島外在住で、譲受人の叔父に当たる方です。

譲渡人の方には電話にて確認をとりました。

譲受人は、現在、現和在住の認定農家です。現在サトウキビを中心に経営をしています。経営技術も高く、関連機械も一式そろっており、何ら問題なく、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号4です。譲渡人は現和在住であり、譲受人の父親であります。整理番号3同様、許可相当と考えます。

整理番号5です。譲渡人は、現和在住の土地持ち非農家です。

譲受人は、長きにわたり、耕作していましたが、今回の申請となりました。

3番4番同様、許可相当と考えます。

続きまして整理番号6です。譲渡人は、市内在住の方です。譲受人は現和在住の認定農業者です。今回は、相手方の要望で申請となりました。

譲受人に関しては、経営能力は問題なく、機械等も一式そろっており、何ら問題なく、許可相当と考えます。

続きまして整理番号7です。譲渡人は、島外在住の不在地主です。畑を管理している親戚から話があり、今回の申請となったようです。

譲受人は、現和在住の認定農家です。経営拡大を図っていることもあり、この申請となりました。経営技術はもちろんのこと、機械等も一式そろっており、何ら問題ないと思われ、許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

○議長

続きまして所有権移転整理番号8について10番委員をお願いします。

○10番委員

10番です。8番について説明をします。

3月19日推進委員、譲受人立会いのもとで現地調査を行いました。

現地は、住吉畑総事業で整備された住吉本村地区にある農地です。

譲渡人は、島外在住の土地持ち非農家で、今回、財産処分を行うに当たり、譲渡するということになったそうです。

譲受人は、サトウキビ作を中心に行っている認定農家であり、農業機械等もそろっています。経営技術も申し分ないと思います。

譲渡人については管財人に電話で確認をとっています。

以上のことから許可相当と思います。御審議方よろしく申し上げます。

○議長

担当委員から説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

○3番委員

3番です。事務局にちょっとお伺いしたいんですけど、13ページの整理番号2番の所有権を移転する土地で、一番下の現和の西泉原ですが、登記が山林、現況山林、利用目的は防風林となっていますけれど、これも農業委員会の許可が必要なんですか？

○事務局

山林なので許可は必要ないですが、対象土地として挙げた理由は、嘱託登記で名義変更ができるということです。

利用集積計画の対象土地は、農用地はもちろんなんですが、その他で、「農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設」は、対象となります。

「その他農用地の保全または利用上必要な施設」というのは、例えば、「防風林、防災ダム、温水ため池等」が該当します。今回、防風林ということで、対象となることから申請に挙げたところです。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか？

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第17号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして、日程第8、議案第18号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第18号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。資料は36ページです。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

1段目です。期間が令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間、地目畑、面積、1,969平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2 段目です。期間が令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 6 年 4 月 3 0 日までの 1 0 年間、地目畑面積 6 3, 7 0 9 平米、利用権の設定をする者 2 4 人、受ける者 1 人です。

内訳につきましては、3 7 ページを、詳細につきましては、3 8 ページから 6 3 ページを御覧ください。

続きまして鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は 6 4 ページです。

1 段目です。期間が令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 1 年 4 月 3 0 日までの 5 年間、地目畑、面積、1, 9 6 9 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 6 年 4 月 3 0 日までの 1 0 年間、地目畑面積 6 3, 7 0 9 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 5 人です。

内訳につきましては 6 5 ページを詳細につきましては、6 6 ページから 8 6 ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。農用地利用集積計画の中間管理事業の分が、令和 6 年度から農用地利用集積等促進計画となります。担当委員からの報告は、ありません。

この件につきまして皆様から何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第 1 8 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、日程第 9、議案第 1 9 号「令和 6 年度標準作業料金表について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第 9、議案第 1 9 号「令和 6 年度標準農作業料金表について」を説明します。資料は 8 7 ページから 8 8 ページです。

令和 6 年 2 月 2 6 日に、農業委員会小委員及び関係機関と協議を行いました。

令和 5 年度分と変更された所について説明させていただきます。

まず、8 7 ページ、一般農作業労賃についてですが、1 時間当たり 8 9 7 円とし、1 日 8 時間の 7, 1 7 6 円となっています。

続きましてサトウキビですが、畝立てが 2, 9 7 0 円に、植付けのマルチまでが 3, 7 4 0 円に、マルチなしが 1 2, 6 5 0 円に、株揃え・株出しの株揃えのみが 2, 4 2 0 円に、株出し+施肥が 5, 2 8 0 円に、株出し+施肥+マルチ一貫作業が 1, 6 5 0 円に、収穫のトップ込みの全面作業が 7, 4 8 0 円に、培土のみのミ

ニトラクターによる作業が3,850円に変更となっています。

サトウキビの金額変更に関しては、西之表市農業振興公社の作業班会で協議を行い、変更になっています。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま料金農作業料金及び労賃の説明がありました。何か皆さんから質疑がありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第19号「令和6年度標準作業料金表について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして、日程第10、議案第20号「令和6年度最適化活動の目標設定について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第10、議案第20号「令和6年度最適化活動の目標設定について」を説明します。資料は89ページから91ページです。

令和4年度から、毎年度、最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、その実施及び目標達成状況を点検評価し、その結果を公表するとともに、県知事に報告することとなっています。

1番目の成果目標の設定です。まず、農業委員会の目標設定です。

①農地の集積に係る目標です。

新規集積面積の目標は、6年度は県から、西之表市は52.6ヘクタールと示されています。

令和4年度末の西之表市の集積は、934ヘクタールの集積率30.5%でした。

市の基本構想において、令和12年度の集積率を70%に設定しています。

市の農地面積の3,030ヘクタールの70%は、2,121ヘクタールです。7年後の数値となりますので、7で割ると年間170ヘクタールとなります。5年度の目標に170ヘクタールを加えて、集積面積、1,054.7ヘクタールの集積率34.8%と設定をしました。

続きまして、②遊休農地の解消に係る目標です。

アの既存の遊休農地の解消については、令和3年度の遊休農地面積が79ヘクタールなので、これを令和4年から8年の5年間で解消ということで、5で割りまして年間15.8ヘクタール、5年度と同じ目標と設定しました。

イの新規発生の遊休農地解消は、前年度の利用状況調査で新たに判明した遊休農地の全てを解消して、新たな遊休農地を増やさないということで、5年度の遊休農地の新規発生が、156,268平米なので、6年度は16ヘクタールを目標としています。

90ページを御覧ください。

③新規参入に係る目標で、新規参入者に対する貸付け等の同意取得農地面積が、令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均の1割以上ということで、権利移動面積の平均が、120ヘクタールであることから、その1割の12ヘクタールを目標としています。

次に、推進委員等担当地区ごとの目標設定です。

ここでいう推進委員等は、農業委員と農地利用最適化推進委員のことです。

これは、担当地区ごとに集積状況、遊休農地の状況が異なります。大字の面積で振り分けさせていただきました。委員ごとの一覧を別紙に示しています。

次に、2番の活動目標の設定です。

(1) 推進委員等が適正化活動を行う日数で、5年度と同様10日を目標とします。

(2) の活動強化月間の設定ということで、3回以上設定することとなっておりますので、5年度同様の目標としています。

(3) 新規参入相談への参加ということで、目標は、県、市が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加していただくということになりますが、県が主催の会に会長が指導農業士として参加することとなると思います。

最後に、目標に向けた取組についてですが、利用状況調査、意向調査の実施後、地図に意向調査の結果を記入します。

それをもとに遊休農地の解消と集積を行っていただく流れとなります。

なお、目標を設定しないと交付金事業が採択されないことを御理解ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第20号「令和6年度最適化活動の目標設定について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び24条におきまして、農業委員、推進委員は、「業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする。」となっております。毎回のことですが、皆さん個人情報には十分注意をいただきたいと思います。

会 長 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印

11 番 委 員 _____ 印